別紙4（第8条第3項）

琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパス共用研究室等

使用のための工事着手に係る覚書

　国立大学法人琉球大学医学部再生医療研究センター（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が琉球大学医学部再生医療研究センター内の「共用研究スペース（以下「共用研究室等」という。）を乙が使用・賃借する準備のために行う改修等の工事（以下「工事」という。）の実施にあたり、以下の内容で合意し覚書を締結する。

第1条（目的）

甲は、令和　年　月　　日付けで、琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパス共用研究スペース運用内規に基づき、甲所属の　　　　を研究監督者とする研究の用に供するため、乙を共用研究室等の使用者として決定した。

乙は甲との間に令和　年　月　　日までに定期賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、使用を開始する予定であるが、甲はその準備のために乙が工事を行うことを承諾する。

第2条（建物概要）

乙が使用・賃借できる共用研究室等の概要は、次のとおりとする。

建物名：先端医学研究センター棟　地上6階建

所在地：沖縄県宜野湾市字喜友名1076番地

竣工時期：令和 年 月 日（予定）

設置階・面積：5階 ㎡（ 坪）

※　添付図面の位置とする。

第3条（本契約前、工事の承諾）

（1）　甲は乙が共用研究室等の使用を開始するために必要な工事を令和　年　月　　日以降に行うことを承諾する。また、甲は乙が工事の際に必要不可欠な以下の事項については、使用を許可するとともに、甲の責任において使用可能な状態にする。

1）　大学敷地内外への出入り・往来・駐車場の確保

2）　建物に付随する設備（例えば、電源、エレベータ）等の使用

（2）　工事の費用については、乙が負担するものとする。また、工事に係る光熱水費、電話料金は乙の実費負担とする。

（3）　工事の期間中は、共用研究室等の施設使用料は無償または減額とする。ただし、事業を一部でも開始した場合は、施設使用料を徴収する。

（4）　乙は、工事を行う場合は、事前に甲に対して計画書等を提出し承諾を得るものとする。

また、甲の承諾後に計画等に変更が生じた場合、乙は速やかに甲に通知し、変更部分について甲の承諾を得るものとする。甲は承諾後、速やかにその旨を乙に通知する。なお、計画書等は、上原キャンパス事務部管理課資産管理係に提出するものとする。

第4条（善管義務）

乙は共用研究室等の工事を行うにあたり、善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

第5条（原状回復・損害金）

（1）　乙は、乙の諸事情により本契約前に共用研究室等の使用を取りやめる場合は、書面により速やかに甲に通知し、甲と乙の打ち合わせの上、乙の費用負担により、原状回復を行うものとする。

（2）　甲は、甲の諸事情により本契約前に乙の共用研究室等の使用・賃借の許可を取消す場合は、書面により速やかに乙に通知する。乙は、乙がこれまでの準備に要した費用および原状回復費用について、甲に損害金として実費を請求できるものとする。甲は、その費用を負担する。

第6条（本覚書の失効）

以下の場合は、本覚書は失効するものとする。

（1）　本契約を締結した場合

（2）　天災地変、その他当事者の責によらない事由により、本建物の全部または一部 が滅失・破損して当初の目的が達成されない場合

（3）　甲乙の責めに帰さない理由により本契約が締結されない場合

（4）　前2号の場合、乙がこれまでの準備に要した費用および原状回復費用については甲と乙において別途協議する。

第7条（守秘義務）

甲と乙は、本覚書締結に関し、知り得た相手方の秘密・情報（公知のものを除き）を相手方の同意なく第三者に漏洩・開示してはならない。

第8条（管轄裁判所）

本覚書に関し、甲と乙の間に紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

第9条（準拠法）

本覚書については、日本国法を準拠法とする。

第10条（協議事項）

この本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、民法その他関係法令の規定等及び慣習に従い、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結の証として、本書を2部作成し、甲乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

甲 　沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

国立大学法人琉球大学

学　長

代理人　　上原及び普天間キャンパス担当理事

乙　【住所】

【民間機関等の名称】

【代表者氏名】